

令和 3 年 第 1 回

伊根町議会定例会会議録

令和 3 年 3 月 18 日（第 3 号）

伊 根 町 議 会

令和3年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和3年 3月18日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和3年 3月18日 9時25分			議長	濱野茂樹	
	閉会	令和3年 3月18日 11時34分			議長	濱野茂樹	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田義清	○	6	大谷 功	○	
	2	上辻 亨	○	7	松山義宗	○	
	3	長谷川貴之	○	8	佐戸仁志	○	
	4	中嶋 章	○	9	濱野茂樹	○	
	5	山根朝子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町長	吉本秀樹	○	保健福祉課長	石野 靖	○	
	副町長	上山富夫	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	岩佐好正	○	教育次長	石井明博	○	
	総務課長	鍵 良平	○	会計管理者	須川清広	○	
	企画観光課長	千賀和孝	○				
住民生活課長	増井和彦	○					
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀さゆり	○	
会 議 録 署 名 議 員	3番	長谷川貴之		7番	松山 義宗		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和3年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

令和3年3月18日(木)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- コロナ終息後の町政運営は 佐戸 仁志
- ふるさと応援寄附金について 長谷川貴之
- 伊根町の気候温暖化対応について 大谷 功
- 新型コロナウイルスの対策について 山根 朝子
- コロナ禍後の移住支援対策について 上辻 亨

日程第 3 議案第20号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

日程第 4 議案第 1号 令和3年度伊根町一般会計予算

日程第 5 議案第 2号 令和3年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 3号 令和3年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 7 議案第 4号 令和3年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 5号 令和3年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 9 議案第 6号 令和3年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第10 議案第 7号 令和3年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第11 議案第 8号 令和3年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第12 発議第 1号 伊根町議会会議規則の一部改正について

日程第13 議員派遣

日程第14 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- コロナ終息後の町政運営は 佐戸 仁志
- ふるさと応援寄附金について 長谷川貴之
- 伊根町の気候温暖化対応について 大谷 功
- 新型コロナウイルスの対策について 山根 朝子
- コロナ禍後の移住支援対策について 上辻 亨

日程第 3 議案第 20 号 損害賠償の額の決定及び和解することについて

日程第 4 議案第 1 号 令和 3 年度伊根町一般会計予算

日程第 5 議案第 2 号 令和 3 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 6 議案第 3 号 令和 3 年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 7 議案第 4 号 令和 3 年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 5 号 令和 3 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 9 議案第 6 号 令和 3 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 10 議案第 7 号 令和 3 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 11 議案第 8 号 令和 3 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 12 発議第 1 号 伊根町議会会議規則の一部改正について

日程第 13 議員派遣

日程第 14 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

令和3年3月18日(木)
午 前 9時25分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(濱野茂樹君) おはようございます。皆様お疲れさまでございます。

昨日より新たな伊根町の広報ツールとして、写真共有型SNS、インスタグラム、「ええまち伊根町」が開設されました。交流人口の増加、観光振興、定住促進を目指し、伊根町で撮影した日常の中のすてきな瞬間や、あなただけが知っている伊根町の魅力を「#ええまち伊根町」をつけて発信することで、みんなで一緒に「ええまち」をつくろうという住民参加型のSNSです。

ウィズコロナ時代の中、企業のテレワーク導入等もあり、都会を離れて自然豊かな地方に移り住むコロナ移住への関心が高まっている中で、非常に楽しみなツールであると思い、これからの発信に大いに期待しているところでございます。

本日も議事運営につきましても、特段のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(濱野茂樹君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

3番、長谷川 議員

7番、松 山 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(濱野茂樹君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、コロナ終息後の町政運営はを通告議題とし、佐戸議員の発言を許します。8番、佐戸議員。

○8番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

長く続くコロナ禍、多くの方が亡くなられています。ご冥福をお祈りしたいと思っております。

それとともに今もお休日返上で働いておられる役所の方、保健所の方、医療従事者の方々に感謝したいと思っております。

それでは、通告書に従って一般質問させていただきます。

通告書に予定されている七面山下の公衆トイレの改修が実現できるかと記載していることは、予算書配付前につくったものであるとはいえ、気づかず、恥ずかしながら削除させていただきます。

それでは、訂正させていただいた上で一般質問させていただきます。

終わりの見えないコロナ禍、私だけではないと思いますが、未来、将来、どうなるかが見えず、不安な日々を送っております。このコロナ禍の中、様々な給付金、補助金、新規の政策などで、国・府の財政は圧迫されています。どう見ても、この1年では終わるとは思えません。変異したウイルス等も感染しはじめ、ワクチン接種後も終息までに4年から5年かかるであろうと言われる専門家もおられます。このコロナ禍終息後、考えたくもありませんが、国・府の交付金など様々なものが削られるであろうことが予測できます。

私が議員となった14年前、宮津市との合併を模索していた伊根町は、基金もなく、財政も厳しく、町長のないものねだりはしないの言葉の下、合併せず、単独で乗り切り、税収が大きく増える

ことはありませんが、財政的には健全で、毎年黒字決算とし、借金を計画的に返済し、基金を積み上げてきました。またあの14年前に戻るのではと心配しております。

予算質疑でも申しましたが、まだまだ支出を抑え、無駄をなくせるのではとっております。今後の町長が目指す町政運営をお聞かせ願いたいと思います。

また、近年、伊根浦観光を軸とし、観光産業に力を入れ、漁業、農業などの一次産業を盛り上げ、Iターン、Uターン等の定住促進等の政策は、観光入り込み客の減少により順調であるとは思えません。

国内からの観光客は、緊急事態解除後、少しは戻ってきているようには思われますが、町内をにぎわし、定期バスを満員にしていた海外からの観光客は、当分の間は望めず、以前の状態には簡単には戻らないものと思われます。

予定されている平田の寄贈された住宅の食事どころへの改修、何度も一般質問させていただいている黒地付近の公衆トイレ、駐車場の設置など実現できるのでしょうか。

また、今年度立ち上げられる宮津高校伊根分校の跡地利用の協議会、跡地利用は伊根町にとって大プロジェクトでありますし、私は期待するものであります。これからの伊根浦観光の考え方についてもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

コロナ終息後の町政運営はということでございます。大変財源のほう、議員気にされておりました、お答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、令和2年度では新型コロナウイルスに関連して様々な補助金等が出され、伊根町も臨時交付金で2億2,447万1,000円の配分を受け、様々な事業を予定し、完了したもの、実施中のもの、これからのものとして、いまだ収束の見えない感染症の動向を見据えての予防と影響を受けた事業者への支援、また、次のステップへの新しい動きを展開させております。

議員「コロナ禍終息後、交付金が減るであろうことが予測できる」と言われております。当然でありますね。コロナ禍が終息すれば、その関連交付金はなくなります。それは承知の上で事業展開はさせていただきます。

もともと伊根町の財政運営は、依存財源が77.3%、毎度申し上げておりますが、8割方は依存財源であります。自主財源22.7%、8割方依存財源であります。何か独自の施策を行うためには、原則、何かしらの財源を持ってくる、探してくる必要があります、基本的に財源のない事業はそもそも取り組んでおりません。

かつて、私が町長になりましてからも、単費で事業をやったというのは、残土処分場ですね、7,000万円あまりかけて残土処分場を設置しました。しかしながら、7,000万円かけまして30万立米、1,500円、単純計算で4億5,000万円は入ってくるというものであります。

また、大原団地ですね、3億円近いお金をかけて、これ単費でやりましたね、定住促進のために。これにつきましても、年間の家賃収入が500万円以上入りますので、30年間で1億5,000万円。定住促進に向けてはいい事業ではないかなと、そのように自負をしておるところでございます。そのように基本的には単費でやるということはほとんどやっておりません。

近年、力を入れてきた観光施策におきましても、舟屋日和、町営駐車場は全額過疎債であります。いわゆる70%は交付税算入されますので、7割国庫補助みたいなものでございます。

観光案内所は地方創生拠点整備交付金、これはすごかったですね、5割は国庫補助、あとの5割については補正予算債。

そして、まだ足らず前のところは特交で見ますよと。計算していったら、理論上はうちの出費はゼロで済むのかなと、そうはいきませんけれども、そういうものであります。

それから、ときわ、海風の宿泊施設は農泊推進事業ですね。農泊、これも50%補助でありますね。そして、あとの50%は、これ過疎債を充当しております。そのように事業を行っております。過疎債も簡単に充てたと申し上げましたが、事業の内容や適債性などのそういう審査を受けて起

債を行っているもので、何でもかんでも過疎債が発行できるというものではございません。その辺のところは、ご理解のほどをお願いいたします。

観光客の動向については、議員がおっしゃる「海外からの観光客の来町は当分の間望めない」、そうでしょうね。インバウンドが以前の状態に戻るには、本当に数年かかるものと思っております。同感であります。

しかしながら、よくよく日本の観光産業と申しますか、旅行の消費額ですけれども、2019年、合計約28兆円です。おおむね28兆円。そのうちのインバウンドは4.8兆円、17%ですね。8割以上は圧倒的に日本人なんですね。旅行消費額、観光消費額の国内で占めているものの8割以上は日本人なんですよ。

本町の昨年度の日本人の観光入り込み客を見ましても、外人さん、ゼロですからね、ほぼ。町営駐車場は、このコロナ禍において、過去最高の売上げを記録しております。町内宿泊施設においても、緊急事態宣言中はちょっと置いておくといいたしましても、9月から11月はGoToキャンペーンの影響もあったと思いますが、まずまずの入り込み客であったと思っております。

日本人による国内市場が一番大きなマーケットでありますので、コロナが収まり人が動き出せば、やりようでしっかり勝機はあるものと考えております。

議員にご心配いただいている次年度予算の工事関係でございますが、公衆トイレは置いておきまして、飲食施設の整備については地方創生拠点整備交付金、いわゆる2分の1が、これもまた国庫補助、2分の1は補正予算債というものであります。申請事務を行っております。これも先日、事業実施計画の承認をいただきました。財源確保ができましたので、予算説明のとおり進めさせていただきます。

公衆トイレにつきましては、日本人の移動手段が大型バスから公共交通、個人車両・レンタカーへと変わっておりますので、十分利用されるものと思っております。

また、飲食店につきましても、令和2年度には新たに4軒の宿泊施設がオープンしておりますので、伊根町の個性を磨くことで、宿泊利用もまだまだ増やせると考えておりますので、飲食施設もそれに伴ってニーズは見込めるものと考えております。

要は、伊根町という場所が行ってみたいと思う場所であるかどうか、これが問題であります。常々申し上げているとおり「ないものねだりをしない、この町にあるものを最大限に活かす」、この町にあるもの持てるものとは、自然・景観・歴史・伝統・文化、そして地場産業であります。これらを本当に総合的にプロデュースする、また磨き上げて世界に発信する、もって当町の振興・発展を期す。これずっと私が言い続けておることでもあります。

この基本方針をしっかりとぶれずに行っていけば、コロナ収束後においても、これまでどおりまちづくりを進めることができ、その成果もいいものが得られると考えております。

財政関係で1点懸念されるのは、議員もおっしゃっておられましたね。かつての状況の中で、合併当初というよりも、それ以前に三位一体の改革とか、それから地方の税制が変更されて、小さいところには割と段階補正というのが手厚くあったんですね。その段階補正が廃止される。三位一体の改革。伊根町なんか毎年5,000万円ずつぐらいどんどんと予算減らされていったんですね。もう前が見えなかったですね。ましてや基金もない。そして言われる合併の話になってきて、もう合併せざるを得ないんじゃないかというのが世の中の大半を占めたんですね。そういう状況は確かに起こりかねない。そういう中であって本当に懸念されるのが、そういう事業的な予算というのは、自分たちが考えて、それなりの制度にのっとって請求すれば出てくると思うんですね。なければしなければいいし。懸念されるのは、今言った町の行財政運営を行う上での頼みの綱、地方交付税ですね。今、国は本当に非常に厳しい財政状況にあるにもかかわらず、次年度の地方の一般財源総額や交付税総額を前年以上に確保しております。

その要因の一つは骨太の方針2018にあります。その方針には、「少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」という副題が添えられておきまして、基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化ですね、これを先送りしております。そして、一般財源総額確保の同水準ルール、こういうものを明記しているんですね。ちゃんと確保しますということを明記した、これが大きいわけですね。しかしながら、この同水準ルールは令和3年度をもって終わります。期限を迎

える。

国は、このコロナ禍の中で、この1年余りで借入金が大きく増えております。議員おっしゃるとおりでありますね。コロナが終息してくれば、財務省あたりは、かなり厳しい対応を地方に迫るのではないかと大変心配するところです。国家予算の中でいわゆる大きなものは社会保障費、これは伸びるばっかし、何十兆というものが伸びるばっかし。それに国債の返還、借金返済、これもやらなければいけない。その次に大きいのは地方交付税なんですね。これあたりは一番絞りやすいところでもあります。厳しい対応を迫られるのではないかと大変心配するところです。それだけに、本年6月頃に示されます骨太の方針、これが大変注目されます。というより、その方針に地方財政の同水準ルールというものを再度しっかり明記してもらうことが重要であります。まさに地方六団体の正念場、真価が問われるところであろうかと思えます。

財源の裏打ちのない事業はできませんが、地域の振興発展のため、その確保に努めます。伊根町を守るため、町民の生活を守るため、我々、全国町村会等、関係機関・関係団体を通じて大きな声を上げ、地方交付税の確保に努めてまいりますことを申し添え答弁いたします。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、佐戸議員の一般質問を終わります。

次に、ふるさと応援寄附金についてを通告議題とし、長谷川議員の発言を許します。3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして、一般質問させていただきます。

ふるさと応援寄附金についてでございます。

当町のふるさと応援寄附金は、「さとふる」「ふるさとチョイス」と「支援自動販売機」で募り、ふるさと伊根に思いを持たれた方からの寄附金であります。令和3年2月末現在、お礼の品は「さとふる」で26件、そのうち在庫なしと受付期間外が12件、「ふるさとチョイス」のほうで53件、そのうち受付終了と品切れ中が8件であります。お礼の品も宿泊プランとみまもり訪問サービスが大半であり、地域の特産品などは年々乏しく感じております。また、取扱事業者も限られた事業者になっており、お礼の品目当てではございませんが、ふるさと伊根を応援される寄附者から見ても、お礼の品に魅力や伊根町らしさがなく、選択肢がないと感じております。

当町の観光事業、農林水産業を見ましても、まだまだPRできる良い商品はあると思っております。ふるさと納税お礼の品取扱事業者の募集で、事業者を支援し地場産業をPRするため、返礼品を新たに登録した事業主に対して報償金の制度もあります。こういったことをもっと町内の事業者案内し、ふるさと納税制度の初年度同様に商品の発掘、定期的な事業者への協力依頼を行い、サイトの充実で伊根町のいいものを発信する必要があると考えております。

令和3年度は歳入予算で1,400万円と減少傾向ではありますが、当町にとっては大きな財源であります。今後のふるさと応援寄附金の募集についてを伺います。

また、伊根町ふるさと応援基金条例、その中の寄附金の指定等に、第2条については、現在、用途が多様化しているため、追加改正も行うべきではないでしょうか。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、長谷川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ふるさと応援寄附金についてでございます。

伊根町のふるさと納税は、基金条例を設け、「伊根町の豊かな自然環境及びまち並みを後世に継承していくとともに、秘めた資源をいかしたまちづくりを進めるにあたり、ふるさと伊根町への思いをもった人々からの寄附金を財源に、特色あるふるさとづくりとまちづくりに資する」という目的の下、広く寄附金を募っております。

その用途は、条例の第2条第1項で、1つに、舟屋の維持、保全及び整備に係る事業。1つに、まち並みの美化、景観の形成等に係る事業。1つに、少子・高齢化対策に係る事業。1つに、観光振興に係る事業。1つに、農林水産業の振興に係る事業。これら5つを規定し、その中から寄附者が指定できるところとしておるところでございます。

まず、伊根町のふるさと納税額の状況を申し上げますと、今年度、令和2年度は2月末で

654件、1,287万1,000円で、昨年度2月末と比較しますと、件数は29件、6%の減、金額は453万8,000円、26%の減となっております。寄附1件当たりの金額が少なくなったということでございます。

過去の寄附状況は、平成28年度が1,839件、1,952万7,000円、平成29年度は823件、1,235万円、平成30年度は906件、1,688万3,000円、令和元年度が697件、1,780万5,000円、そうでありますので、今年度が著しく少ないわけではございません。

ふるさと納税制度は、議員もご存じのとおり、寄附額の3割以内を返礼品とすることができ、送料も町負担でありますので、利用サイトで若干の相違はありますが、出品される事業者にはあまり負担がかからないものと認識しております。積極的な出品は、事業者にとっても販路の一つとして十分活用できるコンテンツであろうと思っております。

議員おっしゃるとおり、「返礼品に魅力や伊根町らしさがなく選択肢がない」「当町の観光事業、農林水産業を見てもまだまだPRできる良い商品がある」、私もそう思っております。

今年度は新しい返礼品を増やしたいとの思いで、新規出品に対する報償金を用意しました。しかしながら、なかなか出品にはつながっておりません。

まだまだ出品すれば人気が出るのではないかと思われる産品も多数あると思っております。

漁業者であれば、何が来るか分からないけれども、その日捕れた鮮魚を発送するなど、出品の仕方によって頑張れるものがあると思います。以前、蒲入水産が販売されていた産直ボックスも十分魅力のある返礼品であろうかと思っております。

確かに、ふるさと納税サイトの利用を開始した平成28年には、返礼品を集めるためにサイト運営者と共に商品の発掘や協力依頼を行ったところでございます。近年は、事業者への訪問などは行っていないのが現状で、出品が増えないのは、その要因の一つかもしれないと思っております。

しかしながら、ふるさと納税制度の認知度は、平成28年当時、始まった当時と現在とでは天と地ほどの差がございます。事業者にとっても十分メリットがあるものだと認識いただいております。

そうありますから、事業者も町からのアポを待つだけでなく、自社商品の販売をしたいのであれば、自らアプローチをかけ積極的に出品をしていただくことを望むものでございます。

そうは言うものの、今年やりました報償金制度ですね、いろいろな支援を考えまして、サイトの充実ですね、出品の充実にも相努めてまいりたく思っております。業者さんのほうにも、また改めて足を運ばせていただきたいと思っております。

ふるさと納税とは、寄附金税制を基に自分の納税額を分配するもので、例えば伊根町が寄附を受けた額は、その方の住所地での納税が減額されます。逆に伊根町の方が、他市町村にふるさと納税をされた場合、伊根町の税収が減るということになります。国へ支払う所得税は、全国で納税しても変わることはございませんが、地方税はそれぞれ納税先の税収に影響を与えます。ある一つの町が多額のふるさと納税を集めると、全国どこかの町の税収が減っておるわけでありまして。しかも、業者にわたるサイトの手数料などの経費が必要になりますので、地方自治体全体で見ると、使える税収は減っていることになります。

昨今のふるさと納税は、ある意味「買物」となっていると感じており、本来の自分のゆかりの町、応援したい事業などに寄附をするという趣旨からは、大変甚だ逸脱しているように感じております。

特に、「肉・カニ・米」が「ふるさと納税三種の神器」と称され、返礼品として人気を集め、全国的に有名なブランド産品をお得にゲットする手段となっております。

お隣、京丹後市は、今年度、「ふるさと納税推進室」を設置され、市を挙げてふるさと納税に力を入れ、多額の寄附を集めておられますが、伊根町でそこまでの体制を整えて寄附金募集をするのかと問われますれば、私は「やらない」と答えます。

確かに、税制上、ふるさと納税は町財政に大きな影響を与え、多くの寄附を集めることができれば、様々な事業を取り組むこともできます。それは事実であります。そして、寄附を集める手段になる返礼は、地域産品の販路拡大ともなり、事業者支援につながることは理解しております。

しかしながら、過度な返礼品競争は、冒頭申し上げました条例に規定する目的の「ふるさと伊根

町への想いをもった人々からの寄附金」、そうではないと感じます。

また、全国の自治体がそのような返礼品競争のやり合いをすれば、中間業者はもうかるのでありましようが、自治体は互いに疲弊します。そのように思うからであります。

最後に、寄附金の使途について、「使途が多様化しているため追加改正も行うべきではないか」との質問をいただいておりますが、現在の条例において、第2条第3項で「町長は、第1項に規定する事業のほか個別の施策を指定して、寄附金を募集することができる。」、そのように規定をしております。

つまり、「第1項に規定する事業」とは、冒頭申し上げました5つの事業を指し、「個別の施策を指定して」とは、それ以外の事業であっても単年度でも、数か月の間でも一つの施策を指定して寄附金の充当事業とすることができるものであり、現行条例を改正せずとも、議員おっしゃることは可能と思っております。

よって、今回のご質問を基に、次年度、予算計上させていただいている「伝建物活用事業」や「海岸保全事業」などの施策で、「伊根町の豊かな自然環境及びまち並みを後世に継承していくとともに、秘めた資源をいかしたまちづくりを進める」という条例の趣旨に合致するものには個別施策への充当も打ち出した上で、ふるさと納税寄附金の募集を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、長谷川議員の一般質問を終わります。

次に、伊根町の気候温暖化対応についてを通告議題とし、大谷議員の発言を許します。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、伊根町の気候温暖化対応について伺いたいと思います。

近年、気候の変動が大変著しく、高温、異常な降雨、スーパー台風の来襲、局所的な大雪、小雪、また暖冬など極端な気象に頻繁に見舞われております。これらは温室効果ガスの排出によります気温上昇に原因があると言われております。

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、いわゆるCOP21では、1850年頃と比べて気温上昇を今世紀末に2度を大きく下回るようにし、1.5度に抑える努力をするというパリ協定を採択いたしました。今世紀後半にガス排出量を実質ゼロにすることを決めた点と併せて、歴史的な合意と評価をされ、2016年にこれが発効いたしました。

現在、既に世界の気温は1度上昇し、このままでは100年後に3度の上昇になると言われています。3度上昇すれば、世界人口約70億人のうち45億人が熱波に苦しむと言われております。このことは、コロナ感染拡大でも世界の構造が大きく変わったように、社会のあらゆる面で前例のないシステムへの移行が必要であると思われまます。つまり、今後の10年が大事であり、一刻の無駄のないダイナミックな社会的構造の転換が求められていると指摘をされています。

国内でもその影響は顕著で、自然災害の増加とともに、農業の面では作物の高温障害などで規格等級の低下、作物栽培の変更、品種の見直し等余儀なくされ、漁業の面でも魚種の交代が起こっております。温暖化の進行の対応が国レベルに必要なことは言うまでもありませんが、そのために国とともに自治体が責任と役割を持って取り組み、町民が問題を認識し行動することが求められていると思っております。

当町では再生可能エネルギーの活用を模索し、持続可能なええまちを目指し積極的な政策を取ってきており期待するところではありますが、併せて町民的にもアピールを拡大し、温暖化の影響分析、情報提供、各家庭での対策の提案、行動提起、例えば一つの政策として温暖化対策ポイント制度の創設などを行う必要があるのではないかと思います。

その根拠として温暖化防止条例をつくり、伊根町が温暖化防止の先頭に立つことを求めたいと思っておりますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、パリ協定の話からさせていただきます。パリ協定とは、2020年以降の気候変動問題に

関する国際的な枠組みでございます。パリ協定では世界共通の長期目標を掲げており、産業革命当時から平均気温の上昇を1.5度に抑えようというものでございます。現在はまだ1.5度Cも上昇してはおりませんが、今日を限りに全世界が協定を遵守したとしても、気象条件は今より悪くなることは明らかであります。災害級の豪雨、暴風の発生頻度は増加することが予想されます。現実には近年、気象に起因する災害は、本当に激甚化・広域化しております。

当町にあっても、議員のご指摘にある栽培品種の見直しや漁獲魚種の変化などが起こっております。

また、代表的な地域資源であります舟屋群が、大潮の時期になると建物土台や柱が一部浸水するなど、海面上昇が実感される事態が年々増えてきている現状にあり、舟屋群の景観を次世代に残すためにも、地球温暖化に歯止めをかけることは重要であると認識をしております。

一方で、他の自治体が策定する地球温暖化防止実行計画において、全国的に記載が多く見られるのが、再生可能エネルギーの導入や利用、グリーン購入の促進、さらには資源やエネルギーの節約などで、言い換えてみるならば、いわゆる数字遊びによる帳尻合わせ、節約にほかならないのではないかと、そのように思えて仕方がないところでございます。

本当に地球温暖化を止めるつもりであれば、産業や経済を制限し、第一次産業主体にシフトさせ、さらには、大げさに言えば、文明を半ば放棄するほどの大改革が必要でございます。しかしながら、そんなことはできないわけでありまして。その辺の折り合いをつけることは、大変困難な人類の課題であろうかと思っております。

また、世界のCO₂の排出量の大半が中国であり、アメリカであります。この国がその気にならないと展望が開けないわけでありまして。

気候変動は地球の問題です。まずは、全ての国がパリ協定に参加し、世界共通の長期目標を遵守すべきに思うところでございます。

こういった中で、当町のような極めて小規模な自治体が先進的な取組を進め、世界に先駆けることに大きな意義は見だしにくく、現段階では当町のスタンスとしては、若干消極的にならざるを得ません。

ただし、行政運営上節約や効率化に取り組むことは、常日頃より言われていることであり、条例制定や計画を策定するまでもありません。

つかぬ話ではございますが、「グリーンウォッシュ」なる言葉がございます。意味は気候変動にさも熱心に取り組んでいるように見せかけること、これを「グリーンウォッシュ」と言うそうであります。私は、この類いの中身のない「ええかつこしい」が大嫌いでございます。

当町においては、伊根町エネルギービジョン策定基礎調査を終え、EVデマンドモビリティシステムの実証運行を新年度主要事業で実施するなど、再生可能エネルギーの活用に向けた取組を進めております。さらには、国による強力な主導によって全国的、世界的に行われる具体的な取組に参加することはやぶさかではございません。

継続して取組を進めている「再生可能エネルギー活用型地域振興事業」を展開する中で、地球温暖化に寄与できるような具体の施策を見いだせればと考えているところでございます。

少し話は変わるのでございますが、我々の町政運営の基本は、一つに、地域資源を最大限に生かし、町民の所得と雇用機会を確保すること。これでありまして。それを現実のものとしていくために、農林水産業、商工観光業をしっかりと支援し、振興発展を図る、この町の魅力を磨き、世界に発信する。

一つに、この町に人が住み続けるための条件整備をする。それを現実のものとしていくために、医療・介護・高齢者福祉、子育て教育の充実、社会資本の整備充実を図る。

こういったことを町民の皆さん、関係機関・関係団体としっかり連携いたしまして、職員的全精力を挙げて進めるものでございます。

伊根町の総合計画の中にも「地球温暖化防止の先頭」なるものは入っておりません。そういう活動や運動も大変大事には思うのでございますが、そのことに職員の精力を割くのは忍びない。もっとも伊根町の実質的な施策のために働かせてやりたいと思うところでございます。

また、日本のCO₂排出量の9割近くは、エネルギー、製造業や運輸にあります。電力の化石燃

料依存を抑えること、工場やトラック等のCO₂の排出を抑えること、これが重点課題であります。

そういう中であって、伊根町ですね、8割方が山林、基幹産業は農林水産・観光業、高齢化率は50%に迫ろうかという伊根町であります。町民の皆さんがどれほどCO₂を排出しているのか、伊根町は、ほぼほぼカーボンニュートラルじゃないかと想像します。CO₂排出削減は国策で進めるべきに思います。

当面は、地球温暖化の対策を重要政策として実施する予定はございません。現時点では条例制定は考えておりません。

しかし、府下市町村、近隣市町村並びに美しい村連合とも情報交換する中で、地球温暖化防止のために、条例制定や気候異常事態宣言なども含め、できることは検討していきたく考えておりますことを申し添え答弁いたします。

○議長（濱野茂樹君） 6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） ありがとうございます。

町長言われますように、職員を伊根町が住みよいまちにするために働かせてあげたいという思いは大変よく分かります。しかし、国がそういうまだ再生可能エネルギーに大きくシフトするとか、それから企業がそういうふうにしフトするとかいうことになかなかになっておりません。それを動かすためにも、各小さな自治体が頑張っって省エネルギーを最大限活用するとか、住民の意識を向上させるとか、そういう意味が大変重要なのではないかなというふうに思いますので、今後ともぜひ検討いただきますようによろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、大谷議員の一般質問を終わります。

次に、新型コロナウイルスの対策についてを通告議題とし、山根議員の発言を許します。5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中で、2月14日にファイザー社のワクチンが特例承認され、2月17日から一部の医療従事者を対象にワクチン接種が始まりました。ワクチンの効果については、ワクチンを提供する3社によると、ワクチンを投与したほうが、投与していない人よりも発症しにくいというようなことが言われています。しかし、一方で、重症化を防ぐ効果は確認されているが、感染を防ぐ効果や人に感染させない効果は確認されていないという報告もあります。

厚生労働省は医療従事者、保健所職員、救急隊員などから優先接種を始め、次いで65歳以上の高齢者約3,600万人、接種開始は4月12日の週からの予定といたします。さらに、高齢者施設の従事者約200万人。高齢者以外で基礎疾患がある人約820万人。60歳から64歳の人750万人。さらに、それ以外の人というように、ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種していくことになっています。ワクチン接種のために役場の皆さん、何度もデモンストレーションを繰り返されていること、本当にご苦労さまです。ありがとうございます。

京都府の集団感染の発生状況、1月以降、2月25日までを見ると、医療機関が11か所、高齢者施設22か所、障害者施設3か所、保育園4か所、事業所2か所、高校課外活動6か所、ホームパーティー1か所となっています。高齢者施設での集団感染が特に目立っています。ワクチンの供給量にも関係するとは思いますが、地域の実情等も勘案して、伊根町においては、高齢者施設の従事者や保育所、放課後児童クラブのスタッフや訪問看護師、ヘルパーなども優先的に接種していくことは考えられないでしょうか。

高齢者のワクチン接種を進めるとともに、クラスターを発生しやすい環境にある職種については、なるべく早いワクチン接種を進めるべきだと考えます。せめて高齢者施設の従事者の枠では、高齢者施設の職員だけでなく、感染の不安を抱えながら使命感で業務を遂行している職種に対する配慮があってもいいのではないかと考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

次に、PCR検査への補助について伺います。

新型コロナウイルスの特徴は、発症する前に無症状で感染するというもので、知らないうちに広がってしまいます。誰が感染しているか分からない、どこで感染するか分からないというのが新型

コロナの特徴です。医学界でも当初は無症状で感染させるというのは信じられないことだったようですが、オックスフォード大学の分析などを含め、最近の論文では59%が無症状者からの感染であるとされています。

新型コロナウイルスをチェックするには、PCR検査と抗原検査しかありませんが、抗原検査の感度はPCR検査の20分の1ぐらいで、そのためPCR検査にならざるを得ないというのが現状です。

しかし、厚生労働省はPCR検査の拡大をなかなか進めてきませんでした。日本のコロナ対策の最大の問題は、PCR検査を制限したことだと言う科学者もいるほどです。

高齢者福祉施設で新型コロナウイルスの感染拡大が相次ぐ中、京都府と京都市は、それぞれ入所施設の職員などを対象にPCR検査の実施方針を決めました。しかし、通所、訪問系の事業所は除外し、回数も1回とするなど不十分なものです。

京都府はPCR検査を3月中に実施する方針のようですが、感染を予防するためにはクラスターを発生させないこと、無症状者の状況や特徴をつかみ対策することが必要だと思います。「かからない」「うつさない」ための援助として、高齢者施設をはじめ不特定多数の人と接触する機会が多い観光業者、また個人であっても検査を必要とする場合には検査キットの購入の補助をしていくことが感染の拡大を防止するために必要ではないかと考えます。町長の見解をお聞かせください。

最後に、高齢者への支援について伺います。

昨年の6月議会でも、一般質問でコロナ禍での高齢者へのサポートについて質問しました。町長の答弁では、感染拡大を防止する観点から、大勢の人が集まる取組は中止していたが、看護師、保健師による電話での健康確認、「いねばん」での保健センターだよりの配信により、健康管理、体力低下の予防に努めてきたこと。また、家族のコロナ鬱に対して迅速に対応できた等の事例の紹介がありました。伊根町ならではの顔が見える細やかな対応ができていていると思いますが、このように長期にわたり何度も自粛の要請がされると、特に高齢者は心身ともに大きなダメージを受けているのではないかと思います。

昨年、社会福祉協議会が独り暮らしの高齢者を対象に、はがきや訪問によるアンケート調査を実施しました。その結果を見ると、独り暮らしの高齢者が感染予防対策として行っているのは、不要不急の外出を控える、マスクを着用する、手洗い・うがいでした。また、自粛生活で困っていることはとの間には、運動不足、不安で気持ちが落ち着かない、公共交通機関を利用しづらいと答えられています。自由記載欄では、近所の知人に声掛け合って励まし合っている、早寝早起きをしている、健康管理に留意している、マスクを手作りしたり消毒を心がけたりして前向きに暮らしているとうたわれている方もおられますが、不安な気持ちが募る、夜は寂しい、買物に自由に行けない、府外に住む子供と会えないなど心身両面のストレスを感じている方もおられました。

今年になって早々から緊急事態宣言で、3月に入っても外出や集団での取組が自粛を要請される中、今回も高齢者の心身面での問題が広がっているのではないかと危惧しています。新しい生活様式の中で、高齢者の健康を守るための取組をどのように進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問にありました新型コロナウイルス対策についてお答えをいたします。

ワクチン接種については、新聞、テレビでの報道のとおり、日々状況が変わっております。通告いただいてから本日までで状況が異なり、答弁が若干異なりましても、その辺のことはご容赦願いたく思います。

まず、1点目の厚生労働省が示す優先接種よりも府内の感染状況を鑑み、高齢者施設職員、保育所、放課後児童クラブスタッフやヘルパーなども優先的に接種できないかというお話でございます。

ちなみに、訪問看護については医療従事者等の範囲に含まれますので、優先的に接種されます。これは問題ございません。また、高齢者施設職員は、高齢者接種が開始されるタイミングで、市町村が必要と判断し、施設側と市町村双方の準備が整ったタイミングで入所者と同時に接種することが可能ということでございます。できます、これも。現在、施設と調整中でございます。

それでは、答弁に入ります。

厚生労働省のホームページによりますと、今回の予防接種は、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、大臣の指示の下、都道府県の協力を得て市町村で実施するとあり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」などが示されております。この手引きに明確に接種の順位が示されております。

医療従事者は現場で患者さんと接触するので当然でありますね。高齢者からの接種、これは重症化リスクの大きさを踏まえてのものであります。また、施設職員の接種を同時に進めることができるのは、高齢者施設でのクラスター発生のリスクに対応するためであります。

国が定めたルールに従って接種を進めるもので、本町独自の優先ルールを定めることはできません。以上のことから、保育所、放課後児童クラブスタッフ、ヘルパーに優先接種はできないわけがあります。

ただし、ヘルパーに関しては厚生労働省から3月12日に可能という説明がございました。条件は、自宅療養を行っている新型コロナウイルス感染症患者、その患者さんに直接接触し、福祉サービスを提供する意思を有する、それが条件であります。その場合、高齢者施設の従事者の範囲に在宅サービスの従事者を含め優先接種の対象とすることができる、そのようにございます。

しかし、これもあくまで明らかな感染リスクを低減するための措置で、「念のために」とか「できれば」というような考え方で、重症化リスクの高いグループに優先して接種するということはできないことになっております。

2点目のPCR検査への補助であります。

確かにモニタリング検査として感染の再拡大を早期に把握するために行っている団体もございます。また、無症状の方を介して感染するのも事実であります。しかし、本日までの町内感染者4人、うち1人は入院中の方ですね、町外。もう1人は、これもまた町外の施設入所者の方であります。町内から出たというわけじゃないわけですね。

現在の京都府・近在市町村の状況を鑑みますに、かける費用と得られる効果を比較した場合、感染拡大防止の効果があるとは考えにくく、実施の予定はしておりません。

また、PCR検査は、今現在の状態が陽性か陰性か分かるもので、陰性の方が未来永劫陰性であり続けるものではございません。検査機関の負担とならないように、より必要な方から優先的に検査が行われればよいかと思えます。保健所の指示で検査が必要な場合、費用はかかりません。

最後に、高齢者への支援でございます。

新型コロナウイルスの感染を確認してから1年以上経過したわけでございます。初期の頃は、すぐにでも収まるような憶測も飛び交っておりましたが、1年以上経過しても衰えるどころか、変異株が現れる現状でございます。

昨年4月、全国に緊急事態宣言が出される中、本町では伊根町行政情報配信システム「いねばん」を活用し、体操や健康に関する情報を5月から8月まで、延べ14回配信したところでございます。

4か月16週間と考えますと、おおむね毎週の配信でございます。「いねばん」の運用からすぐのことで、手探り感はございましたが、このような活用ができることが分かったものでございます。議員もご承知のとおりでございます。

また、7月の第3回補正予算で、密集を回避して運動教室を開催する事業を可決いただき、9月から取り組んでいるところで、令和3年度も引き続き実施することとしております。

さらには、気になる住民さんには電話で状況確認をし、生活、運動面での相談を受けることで不安を払拭させていただいております。一定ご理解いただき、不満も少ないのではないかと考えております。また、住民さんの中には、まだまだ感染のほう怖いと言われる方も多く伺っております。

確かに不要不急の外出自粛により、高齢者の方々が頻りに集まる機会は減っていることは事実でございますが、こうした自粛を余儀なくされる中であっても、伊根町が行ってきた取組をご理解いただければと思っております。

経験のない中、見えないウイルスとの闘いの中で、ようやく住民さんに対してのワクチン接種が始まり、収束を願う中ではありますが、行政でできることの限界を感じながらも、今日までの知見を結集し、事業の在り方を見直しながら、できる限りの事業をしてきたとの自負もございまして、

そのように取り組んでまいりたく思っております。

若干、議員、今日おっしゃいました、社協のほうでアンケートですね、その結果を聞いておまして、多分コロナだけではないと思うんですね。これ広く高齢者の皆さん、独居老人、また独居老夫婦の皆さんがふだんから共通して考えておられる、思っておられる、不便であったり不安感だと思えます。

コロナのほうは、私、今まで申しましたみたいに、基準ですね、今までのウィズコロナの対策、もう十分取られておると思うんですね。不要不急の外出を避けて、マスクをして、そして手洗い、手指の消毒等々をやる。多分それで十分じゃないかなと思うんですね。まして、いろいろな今出てきました、言われました不安については、これは高齢者福祉の中で、コロナに限らず、これからもずっと取り組んでまいらなければいけないのだと、そのように理解しております。

また、本当に具体的などという方々がどのような面で困っておられる、そのようなことはまたお知らせいただければ、また具体の対策は取らせていただきますので、どうかよろしく願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） 感染の状況というのは、町長おっしゃったように、日々変わっていつていると思います。ワクチンの接種の順番は国が決めたので、それに従うということなんですけれども、感染の状況が変わっていく中で、やはり自治体の状況に合わせて順番も変えていかなくちゃいけないんじゃないかということも、やはり国のほうに対しても、京都府さんを通じてとか言ってもらえるように働きかけをしていただけたらなというふうに思っています。

そしてまた、このワクチン接種ですけれども、これはあくまでも任意でありますので、強制されることがないようにちょっとご配慮願いたいということと、接種しなかった人が非難されたり差別されることがないように周知の仕方等も丁寧をお願いしたいなというふうに思っています。

PCR検査につきましては、そのときだけの判断であってということですので、確かにそのとおりで、だから、1回で終わるものではなく、何回もやはり定期的に検査をすることが必要で、これはやはり国がちゃんとしなくちゃいけないことなんですけれども、近隣の自治体では3月の補正予算にPCRキットの購入の補助が計上されたというところも聞きましたし、やはり必要な人が安心して業務なり生活ができるように、町民の安心・安全につながるための配慮というものもちょっと考えていただけたらなというふうに思います。

町長は、コロナが問題になってから、緊急事態宣言のときとか、要所要所で町民に対してメッセージを届けてくださいました。不安が広がる中で多くの町民の皆さんが励まされたというふうに私は思っています。そのメッセージに応じて、町民の皆さんも、3密を避けて、マスクをして、手洗い、うがいをし、しっかりと感染予防に今努めているところです。

コロナ対策では、暮らしを支える様々な施策を町としても打ち出してきてくださっていてありがたいなと思いますが、まだまだ気を緩めることなく、町民の命と暮らしを守る施策のさらなる充実のために頑張っていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） コロナ対策ですね、頑張ったいと思っております。

順番でありますけれども、優先順位でありますけれども、これはやはり国の指導に従ってやっていきたい。

言われることは分からないでもないですけれども、国の言われている順番は、こんな人、あんな人を先にさせてくれという、そういう当町の状況ですね、状況から鑑みて、そのようなことを言う必要はないのかなと思っておりますね。

逆に当町は、安倍首相が全国小中学校を休みにせえと言うたときでも、うちはせんと言うた。何でかといったら、うちは東京のほうと同じにしてくれるなという話ですよ。伊根町のコロナ感染状況、今の状況を鑑みて、どれを優先させにゃあかんというのは、今、国の示された順番以上にする必要というのは、私、感じておらないわけでありまして。必要があると思えば、またそれはそれなりにまた要望はさせていただきたいなと思っております。

また、ワクチン接種は、これは強制するものじゃないんですね。うちの90になったおばあさんなんか、私は要らんとおっしゃってましたからね。そんなこと言わんと、おまえ、行かんかいと。つまらん冗談でありますけれども、強制するものではございませんし、当然打たなかった方に対するそういう人権侵害はないようには、それには十分配慮させていただきます。

PCR検査、ですから、今申し上げたように、町内の状況といて、町内がお二人は出られましたけれども、現状、町内からも、近在からも出ていない状況で、殊さらにPCR検査をするというのは、ちょっといかがなものかなと。

また、観光業者さんなんかからもあったんですね、そういう補助はないかと。やっても、さっき言ったように未来永劫じゃないと。今大丈夫だと。次の日は分からんわけですね、お客さんと接していたら。どんなスパンで何回ずつやり続けるのか。それは必要ないんじゃないかな。やはりいわゆる熱が出た、体調が悪くなったということで相談されたら、そのときにはそれなりのものがございますので、またそういうのも現状には言っておられますので、そういうところは無症状で、ちょっとしてみたいなんて言っちゃ悪いですけども、殊さらそういうふうに補助金を出して行ってもらおうというのは、私は現状進める必要はないのかなと思っております。敬老事業等もまた頑張らせていただきます。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、山根議員の一般質問を終わります。

最後に、コロナ禍後の移住支援対策についてを通告議題とし、上辻議員の発言を許します。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

昨年1月から新型コロナウイルス感染拡大により2度の非常事態宣言が発令され、いまだに油断できない状況にあります。密を避けるため多くの企業はリモートワークが普及し、東京都からの転出者が転入者を上回る「転出超過」が続いております。

2020年の総務省の人口移動報告を府北部7市町村で見ると、全市町で転出超過が続く結果となっております。昨年、伊根町の転出超過は18人、宮津市が100人、与謝野町が86人となっており、2019年、伊根町の移住者が5世帯13人、宮津市が14世帯32人、与謝野町6世帯13人。2020年、伊根町の移住者はゼロでありました。それでも年明け以降は、問合せが多くなっていると聞きました。また、今後はテレワークも定着し、働き方が変化し、暮らす場所の選択肢も広がっていくように思います。

よいまちは全国にたくさんあります。当町では「空き家バンク」「お試し住宅」の取組もしていますが、田舎暮らしが動くかどうか、心が動かなければ、住民票は動きません。今後、コロナ禍後の移住者支援対策として、土日や祝日にも移住相談を受ける相談窓口を常設したり、オンラインでの相談（オンラインでの空き家見学）等を行い、一人でも多くの方に相談対応し、移住者増加の取組を考えますが、このような取組の考えはないでしょうか。

以上について町長の答弁を求めます。

○議長（濱野茂樹君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

コロナ禍後の移住支援対策についてでございます。

3月定例会初日の施政方針でも、コロナ禍において、政治経済文化の東京一極集中、都市部への人口集中の危うさが見え、その危うさを回避し、持続可能な日本社会を目指すためには、地方の農山漁村に重きを置いた分散型低密度社会の構築が望まれる、すなわち我々、地方の出番である、そう申し上げたところでございます。

ワーケーション、テレワークの普及によって、確かに働き方は変わり、暮らす場所の選択肢は広がっております。

そうではあります、伊根町内の各自治会、住民さんが求めているのは、ワーケーション、テレワークによって一時的に伊根町を居住地とするような方々なのか。また、最近では、平日は都市部で暮らして働き、週末は田舎の拠点へ移動してリラックスするというような2拠点を行き来するライフスタイル「2拠点居住」というものもあるようでございます。そういった方々の移住を本当に

地域の住民さんは求めているのでしょうか。そうじゃないんじゃないかなど。そうではなく、自治会は、地域に入って寄り合いや祭りにも参加し、区の行事、草刈りなどの作業にも参加してくれる地域に根差した住民を求めていると思っております。

コロナによって移住をする側の目線では、移住のハードルが下がることで選択肢も増えておりますが、受け入れる側の状況は、その思いというものは変わっていないように思います。

現在、移住の相談では、「舟屋がほしい」「舟屋に住みたい」「舟屋で民宿がしたい」そういった話が多く、また、「伊根町に移住したら幾ら補助金がもらえるのか」「家はもらえるのか」そういったお問合せ、おっしゃる方が多いわけであります。

しかし、伊根町が求める移住者とは、本町の基幹産業であります農業、漁業、また商工観光業に従事し、それぞれ居住する地区の行事に参加、そして、子育て、教育を地域住民と共に、伊根町や地元地域のルールを理解して、それを受け入れて生活できる方であろうかと思っております。

そういう方々の移住を促進する取組というのは、なかなか一足飛びには難しいものがございまして。お試し住宅などを使って伊根町がどういうところなのか、どういう地域なのかをご理解いただき、この不便さを受け入れ、本当にここで生活していくことができるのかを慎重に伺う、その上で、伊根町で生活することに覚悟を決めた方に、住民と同じ視点での支援を行うというやり方がよいと考えております。移住者を特別扱いしないということでございまして。

先日、今年度をもって任期満了となる地域おこし協力隊員の報告会で、伊根町への移住に関する話を伺ったところ、「伊根町は移住上級者向けの場所です。」そのように答えられました。やはり生半可な考えや憧れでは、ここで生活していくことは難しいのでありましょう。それが過疎進行、少子高齢化の原因であろうかとも考えるところでございまして。

そうでありますから、第6次伊根町総合計画にも記載がありますように、今、伊根町に暮らす人が幸せを感じる満足度の高いまちづくりを推進することが、まちの魅力を高め、ひいては、それが移住の推進にもつながるものと考えております。近き者喜ばば、遠き者来るであります。いいまちづくりであります。

ご質問いただいております移住対策として、土曜日、日曜日、祝日も含めた相談窓口の常設、オンライン相談、オンライン見学での移住者増加の取組の考えでございまして、土日、祝日も対応可能な移住相談窓口となりますと、職員も増員しなければなりません。なかなか常設は難しいと考えます。オンライン相談は、これは可能性がございまして。しかし、空き家のオンライン見学は、空き家は町の所有物ではございませんので、所有者との相談の上で、できることはできますが、基本的にはなかなか難しくございまして。

しかし、伊根町の魅力や施策の情報発信に努め、伊根町が行う施策やまちの魅力によって、不便なまちであることを理解した上で移住を希望される方々があるのであれば、それを支援するための移住相談体制の整備やそういう方々を地域で受け入れるため、地域での相談体制整備を進めたく考えております。それを申し添え答弁いたします。

○議長（濱野茂樹君） 2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 答弁ありがとうございました。

町長も移住者増加の取組には、恐らく関心があると思います。我々住んどの地域でも、本当に人口減少が急速に進んでおります。誰でもいいとは限りませんが、一人でも多くの方に住んでいただきたいという気持ちがございます。どんな取組でもいいので、移住促進を力入れていただきたいということをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（濱野茂樹君） 以上をもちまして、上辻議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第20号

○議長（濱野茂樹君） 日程第3、議案第20号 損害賠償の額の決定及び和解することについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第20号 損害賠償の額の決定及び和解することについてでございます。

す。

交通事故に関する損害賠償の額を決定し、和解をもって解決を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱野茂樹君） 須川会計管理者。

○会計管理者（須川清広君） 議案第20号 損害賠償の額の決定及び和解することについて説明（担当課長説明記載省略）

○議長（濱野茂樹君） これから質疑を行います。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 損害賠償の額の決定及び和解することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。11時5分まで休憩いたします。

休憩 10時54分

再開 11時05分

○議長（濱野茂樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第4 議案第1号

○議長（濱野茂樹君） 日程第4、議案第1号 令和3年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、上辻議員。

○2番（上辻 亨君） 私は、拓政会を代表して、令和3年度当初予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

東日本大震災から10年を迎えます。災害の犠牲となられた皆様に対し、改めてご冥福をお祈りいたします。また、復興と呼ぶには、まだまだ長い道のりだと思います。改めて被災された皆様の日も早い復興を心より祈念申し上げます。

また、昨年1月から新型コロナウイルス感染拡大により、2度の緊急事態宣言、いまだに感染拡大が油断できない状況にあります。引き続き感染拡大に注意していただきたいと思います。

さて、令和3年度当初予算案であります。一般会計29億7,100万円、7特別会計合わせた総額42億7,700万円となっております。一般会計は前年度比2%減、7特別会計5.7%増で、総額の前年度比は0.2%増となっております。

今年度事業は、令和2年度補正予算を一体とし、新型コロナウイルスによる観光客の激減に対し支援策としての住民1人当たり1万5,000円の地域振興券の配付、七面山公衆トイレ改修工事、平田地区に建設する古民家を使った飲食店を整備することによるコロナ収束後の観光誘客に対する強化をはじめ、情報発信事業として令和元年度に整備した「いねばん」を活用した屋外拡声器による防災や暮らしを守る情報発信事業、農地保全、担い手育成、新規就農事業者のための農業振興補助金等交付事業、舟屋の基盤である伊根漁港海岸保全施設整備事業、有害鳥獣による農作物被害防止のための有害鳥獣対策事業、安心・安全な道路整備に関わる町道改良事業、タブレット端末を利用する学校ICT環境整備事業など、新型コロナウイルス後の町内に観光客を呼び、再び活性につなげる。また、災害等による安心・安全な町内整備、コロナ禍での学校環境整備などを盛り込んだ、今後、住民生活につながる予算と思います。

当町は、4月下旬からワクチン接種が始まるとお聞きしておりますが、コロナがいつまで続くのか分かりません。住民の安心・安全を第一として、生活サービス支援の強化や、「いねばん」の有効活用等に取り組んでいただき、今後も町政の発展に努めていただきますようお願い申し上げます。

して、令和3年度当初予算の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、私は、令和3年度一般会計予算案に賛成の立場で、日本共産党議員団を代表しまして討論に参加いたします。

さて、本予算は令和元年度対比6,100万円の減額、増減率マイナス2%で、端的に言うならば、今後の公債費増額を見越し、起債を抑制しながらも施策の重点化を行い、コロナウイルス感染収束後と既存の伊根町の課題克服に向けた踏み台形の昨年に引き続いた落ち着いた当初予算と言えるかと思えます。

歳入では、町債発行額を公債費額未満に抑制をし、前年度対比19.2%とし、後年度の公債費の上昇に備えたことは了といたします。

歳出では、各事業のその一部について個別に意見を申し上げます。

再生可能エネルギー活用型地域振興事業につきましては、大きく期待するところで、太陽光を活用したEVデマンドタクシーの実証運行につきましては、「いねばん」を活用した予約システムについて、お年寄りの活用について若干不安もあるところでございますが、長い期間をかけてとり着いた運行方法であります。お年寄りが利用しやすく、実効ある運行となるよう検証を十分にいただきますようお願いを申し上げます。

地域新電力の検討については、政府がいまだに進めています原子力発電について、使用済み核燃料の処理方法が不完全なまま原発を稼働し続けていることに、大きな懸念と不安を持っているところでございますが、既存の電力会社が自然エネルギーへのシフトに比較的消極的な中、こうした自治体が大規模な自然エネルギーの活用を行うことは、今必要なことであろうと思っております。

伝建活用事業につきましては、ここに行けば伊根町の文化や歴史が分かるような内容についてもぜひ検討をお願いしたいと思います。

農業分野では、機械投資の額に比べまして、利益についてなかなか追いつかないという構造的な問題があり、行政支援が欠かせません。若い方々が張り合いを持って農業ができるような基盤の整備と支援の充実、京力農場プランの策定支援など今後も期待をしているところであります。町独自の支援も含め、農村集落の維持発展のために、引き続きご尽力いただきたいと思います。

有害鳥獣対策では、研究機関と連携しながら、獣害のない安心して農業が営める環境づくりを進めていただきたいと思います。猿の位置情報ソフト「サルイチ」の普及拡大とともに、群れと被害の正確な把握で、個体数調整の必要性を京都府に数字でもって力強く訴えるようにすることが大変大切であります。その上で徹底的に個体数調整に打って出ることを期待しております。農家や高齢者が有害鳥獣に頭を悩まされずに、農業経営と自家野菜作りを楽しむ時代が復活できればと思っております。

子供の多い集落は元気がありますが、お年寄りがいきいきした村もさらに活気が違います。お年寄りが家庭菜園ができ、生産物が販売でき、小遣いになり、また農産物品評会でも行えるようになれば、町が大きく変わってくると思えます。

毎年述べておりますが、農業振興とともに、高齢者の健康といきがい、高齢者福祉の一環としても、有害鳥獣対策は重要なことだと思っております。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連道の改良が図られ、着実に進捗することをお願いを申し上げます。

教育につきましては、従来からの無償化事業、大学生らへの奨学金制度は、伊根で生活する保護者への大きな応援となり、子供は地域の宝という視点で特別な意義があり、大きく評価をいたすところであります。

学校管理では、建物耐力調査が実施をされます。結果にもよりますが、できるだけ長く施設が使えるよう早急な対応を求めたいと思えます。

教育総務費では、教師の勤務実態が厳しい現実について、必要なときに医師の面談が受けられる体制がつけられました。大きな一歩だと思えますが、子供のためであれば長時間勤務もよしとする働き方は、先生という職業の崇高な使命感から生まれるものであらうと思えますが、その中で教師

が疲弊していくのであれば、それは子供のためにはならないと思います。改めて教師のこれまでの働き方を見直し、教師が伊根町の学校教育において自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが何よりも大切だと思います。こういう環境となるよう、さらに働き方改革、また教員の増加について進めていただきたいと思います。

最後に、今年、施設の老朽化の問題や買物支援など大きな課題が浮き彫りになっています。町民との対話を重視をし、町民の理解を求めながら、町民を大いに激励するならば、町民に未来の展望を与えることができると思います。小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で、誇りあるまちづくりを目指し、町民の暮らしと命を守る立場で、一層のご尽力をいただくことを期待をし、賛成の討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 令和3年度伊根町一般会計予算について、無所属の立場から賛成の意見を述べます。

感染症対策事業では、4月から高齢者より順次ワクチン接種の開始が予定されていますが、全ての町民が混乱なくスムーズに接種が受けられるよう万全の体制をお願いいたします。

情報発信事業では、「いねばん」の運用が2年目に入ります。以前の個別防災無線の聞き逃しが解消され、いつでも発信情報が確認できるようになり、利便性が向上いたしました。今後もより工夫され、特に災害が予想される際には、的確な情報発信の運用をお願いいたします。

3年目の継続事業となる再生可能エネルギー活用型地域振興事業は、本町の未来を見据えた事業であり、コロナ禍後には町民の暮らしに大きく関わる事業となると思われます。実現に向けて大いに期待したいところであります。

教育に関わる事業では、子育て世代においては何かと経済的負担がかかります。引き続き教育費の無償化や給食費の免除で、保護者負担を大きく軽減され、高く評価したいと思います。

また、新規事業では、寄贈された伝統建造物を文化振興や町民の交流施設として整備され、本町の新しい顔となる文化施設になると思われます。完成することを期待したいと思います。

コロナ感染拡大の出口がまだ見えない状況ですけれども、本町では現在のところ、幸いにも感染は最小限に抑えられていると思われます。全ての町民が健康に暮らせ、この難局を乗り越えられる予算であると期待し、賛成の討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。7番、松山議員。

○7番（松山義宗君） 令和3年度当初予算に賛成の立場で討論いたします。

令和3年度一般会計歳入歳出予算29億7,100万円、前年比マイナス2%の減である。自主財源比率も22.7%であり、平成25年の十数%から比べると、観光事業に重きを置いた施策の現れと感じております。

今年度は新型コロナに始まり、コロナ禍の中での令和3年度予算編成ではなかったかなというふうに想像しております。令和3年度の事業を見ますと、町民をタブレット端末でつなぐ情報発信事業、いわゆる「いねばん」のさらなる活用です。少子高齢化の中にある当該町では、配信のみにとどまらず、双方向通信はもとより、予約システムの構築、交通弱者への対応など、費用面を考慮せず、可能性を追求していただきたいと思います。

地域交通確保維持費は、僻地でなお高齢化率の高い当該町においては、必要不可欠な維持費である。今後も維持と並行して、新たな町民生活支援とともに、時代に合った交通維持事業に努めていただきたいと思います。

新規事業の伝建物活用事業、寄附を受けた建造物を活用し、文化振興と多世代交流が目的のこのことですが、さらに押し進め、当該町の偉人、舟屋の歴史やジオラマの展示など、資料館としての機能を持たせるなど、新たな展開を期待するものです。

国民健康保険特別会計は、平成30年度から制度の変更により、府から割り当てられた国保事業納付金を納付することになり、基金の取崩しにより近隣の市町村よりも低額でしたが、今後は皆さんに重い負担をお願いすることは、国保事業の継続維持を考慮すると、苦渋の決断であったと察します。

コロナ禍により新しい生活スタイルが始まっています。継続事業はもとより、新規事業にあっても、行政職員であれ、民間人であれ、リスクがつきものです。どうか勇気とやる気を持って挑んでいただきたい。日常の変化を好まないことは、何の成長もないということだと私は思います。令和3年度当初予算は、行政職員の皆さんも積極的に町民の声に耳を傾け、考えて行動していただきたい。もちろん私たちも町民生活を豊かにできるよう尽力いたします。

吉本町長の目指す「ええまち」を実現するための堅実な予算と認め、期待し、賛成討論といたします。

○議長（濱野茂樹君） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 令和3年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第2号

○議長（濱野茂樹君） 日程第5、議案第2号 令和3年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号 令和3年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第3号

○議長（濱野茂樹君） 日程第6、議案第3号 令和3年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 令和3年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第4号

○議長（濱野茂樹君） 日程第7、議案第4号 令和3年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 令和3年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第5号

○議長（濱野茂樹君） 日程第8、議案第5号 令和3年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和3年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第6号

○議長（濱野茂樹君） 日程第9、議案第6号 令和3年度伊根町介護保険特別会計予算を議題と

し、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和3年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第7号

○議長（濱野茂樹君） 日程第10、議案第7号 令和3年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和3年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第8号

○議長（濱野茂樹君） 日程第11、議案第8号 令和3年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和3年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 発議第1号

○議長（濱野茂樹君） 日程第12、発議第1号 伊根町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

お諮りいたします。本案につきましては調整済みであり、提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。提出者の趣旨説明及び質疑、討論を省略します。

これから発議第1号 伊根町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議員派遣

○議長（濱野茂樹君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

◎ 日程第14 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（濱野茂樹君） 日程第14、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱野茂樹君） 異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長（濱野茂樹君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回伊根町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

上程された当初予算8件、補正予算5件等、全20の案件を議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には議会運営に格別なるご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

可決されました予算で議員より意見のありました事業については、執行前に事業実施方法等を精査いただくとともに、事業の速やかな実施と的確な進捗管理に努めていただきますようお願いいたします。

我々町議会も二元代表制の一翼を担う存在として、より一層高い問題意識と志の下、チェック機能としての役割を怠ることなく町民の期待に誠心誠意応えるとともに、町長部局の皆様と力を合わせ、伊根町の発展に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

昨年来続く新型コロナウイルス感染症との闘いも、医療従事者のワクチン接種が始まり、間もなく高齢者へとようやく暗闇に満ちたトンネルの先にぼんやりと光が見えてきた感がいたします。

来週21日には、首都圏の1都3県で継続していた緊急事態宣言も解除される報道がありますが、基本的な感染予防対策はこれからも必須であり、リバウンドを防ぐために、一人一人がうつらない、うつさない行動を取っていかねばなりません。

ワクチン接種では町職員一丸となってリハーサル等を繰り返し実施いただき、またいつ始まっても対応できる体制が整ってきていることを非常に頼もしく思っております。引き続き町民のため万全の体制で対策を整えていただくとともに、来月から始まる令和3年度においても、くれぐれもご自愛いただきまして、町政の積極的推進、町民福祉の向上にご尽力をお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 11時34分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員